

報告第17号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記の事件を処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額を定めることについて

（令和6年9月26日処分）

令和6年11月14日提出

筑西市長 須藤 茂

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和6年9月26日

筑西市長 須藤 茂

記

1 相手方

所在 筑西市丙116番地16

名称 下館税務署

2 損害賠償の額 金35,600円

3 損害賠償の額の内訳

延滞税 金26,100円（平成30年度分22,200円及び令和2年度分3,900円
の合計）

無申告加算税 金9,500円（平成30年度分）

4 事件の概要

本市が茨城県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施している健診事業について、消費税及び地方消費税の申告及び納付が必要であることが判明し、延滞税及び無申告加算税が発生した。